

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律について

平成14年4月
経済産業省

1. 法律改正の目的

- (1) 電子メールによる一方的な商業広告については、昨年春以降、特に携帯電話に送信されるメールの問題が急拡大していることもあり、急速に社会問題化しているため、消費者団体等から早急な対応が求められている。このため、商取引の適正化及び消費者保護の強化を図る観点から、従来からこうした商業広告を規制の対象としている特定商取引法により、所要の対応を行うことが必要である。
- (2) このような状況を踏まえ、現行の特定商取引法の下で対応可能な事項から早急に対応するという方針の下、同法に基づき、必要な省令改正を行い、通信販売等に係る広告について、以下のような新たな表示義務を追加した（1月10日公布、2月1日施行）
 - 通信販売事業者等の電子メールアドレスの表示
 - 商業広告である旨の表示（メールの件名欄に「！広告！」と表示）
 - 消費者が電子メールの受け取りを希望しない場合に、その連絡を行う方法の表示（連絡方法を設定しない場合には、件名欄に「！連絡方法無！」と表示）
- (3) さらに、本問題への十全な対応を行うため、次のような特定商取引法の改正を行った。

2．法律改正の概要

通信販売等に係る規制として以下の事項を追加。

- ・ 消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行った場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止する。
- ・ そのため、消費者が通信販売事業者等に対して連絡する方法の表示を義務づける。

3．その他

OECD電子商取引消費者保護ガイドライン(99年12月採択)において、「一方的に送られる商業広告メール(**unsolicited commercial e-mail messages**)」についての対応が勧告されているところ。

欧米各国でも、商業広告を行う販売事業者に対して、商取引の適正化（消費者保護）に係る規制の枠組みの中で、一定の規制を課す方向にある。